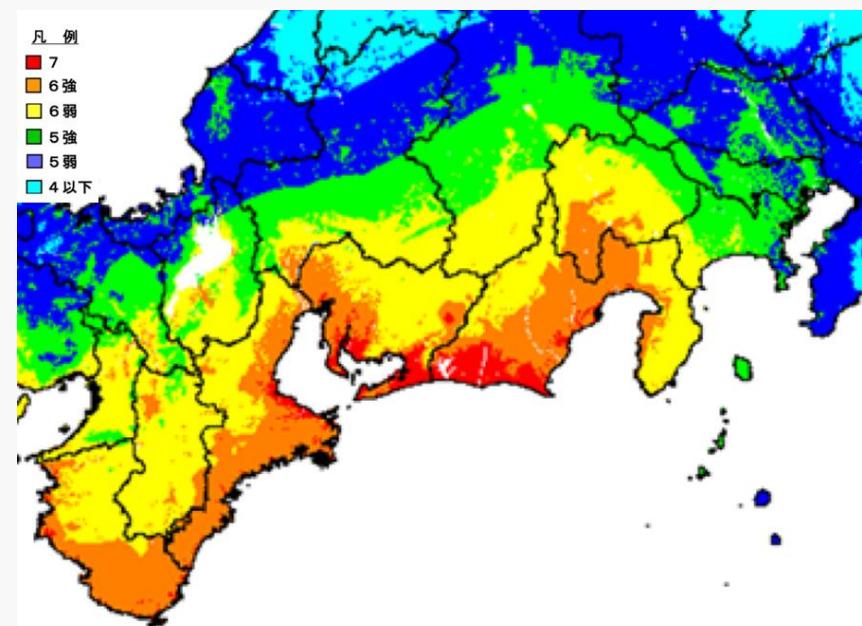


中部版「くしの歯作戦」

(令和6年12月改訂版)

【道路啓開オペレーション計画】



【出典:南海トラフの巨大地震モデル検討会
「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水期等(第二次報告)等」H24.8.29 内閣府】

中部地方幹線道路協議会
道路管理防災・震災対策検討分科会

南海トラフ地震対策 中部圏戦略会議

中部圏地震防災基本戦略の推進に向けて優先的に取り組む連携課題

◆ 中部圏戦略会議は、東日本大震災を踏まえ、運命を共にする中部圏の国、地方公共団体、学識経験者、地元経済界が幅広く連携し、南海トラフ地震等の巨大地震に対して総合的かつ広域的視点から一体となって重点的・戦略的に取り組むべき事項を「**中部圏地震防災基本戦略**」として協働で策定し、フォローアップしていくもの。

南海トラフ地震対策 中部圏戦略会議

事務局：中部地方整備局

- 座長（奥野信宏 名古屋都市センター長）
- ◆ 学識経験者
- 国の地方支分部局等
- 地方公共団体等
- 経済団体
- ライフライン等関係機関
- 報道関係機関

135構成員（R6.4.1現在）

第1回	平成23年	10月
第2回	平成23年	12月
第3回	平成24年	11月
第4回	平成25年	5月
第5回	平成26年	5月
第6回	平成27年	5月
第7回	平成28年	3月
第8回	平成29年	5月
第9回	平成30年	5月
第10回	令和元年	5月
第11回	令和2年	6月
第12回	令和3年	5月
第13回	令和4年	5月
第14回	令和5年	5月
第15回	令和6年	5月

○分野別検討会

- 地震・津波災害に強いまちづくり検討委員会
- 防災拠点のネットワーク形成に向けた検討会
- **中部地方幹線道路協議会**
- 港湾地震・津波対策検討会議 等

■ 中部地方幹線道路協議会

「道路管理防災・震災対策検討分科会」【構成組織】

長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、静岡市、浜松市、名古屋市、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社、中日本高速道路(株)、関東地方整備局、中部地方整備局

中部圏地震防災基本戦略【とりまとめ】

中部圏地震防災基本戦略【第一次改訂】

中部圏地震防災基本戦略【第二次改訂】

南海トラフ地震を想定したタイムライン作成

タイムラインに基づく「救出救助・総合啓開分科会」開始 「活動計画検討会」開始

中部圏地震防災基本戦略【第三次改訂】

«道路啓開の位置付け»



【道路啓開（どうろけいかい）】

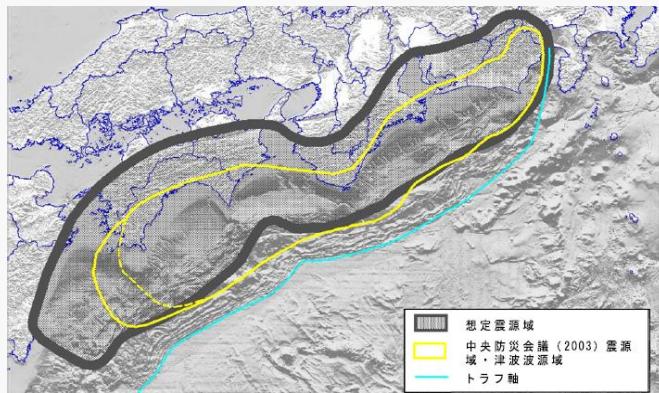
○災害時における救援・救護の要として、がれき等で塞がれた道を切り開き、緊急車両の通行を確保すること



«対象とする地震»

1. 東海・東南海・南海地震等の南海トラフを震源とするマグニチュード9クラスの大規模地震が発生した場合を想定※
2. 沿岸部では最大クラスの津波により甚大な被害が発生していると想定※

※平成24年8月29日内閣府「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)」

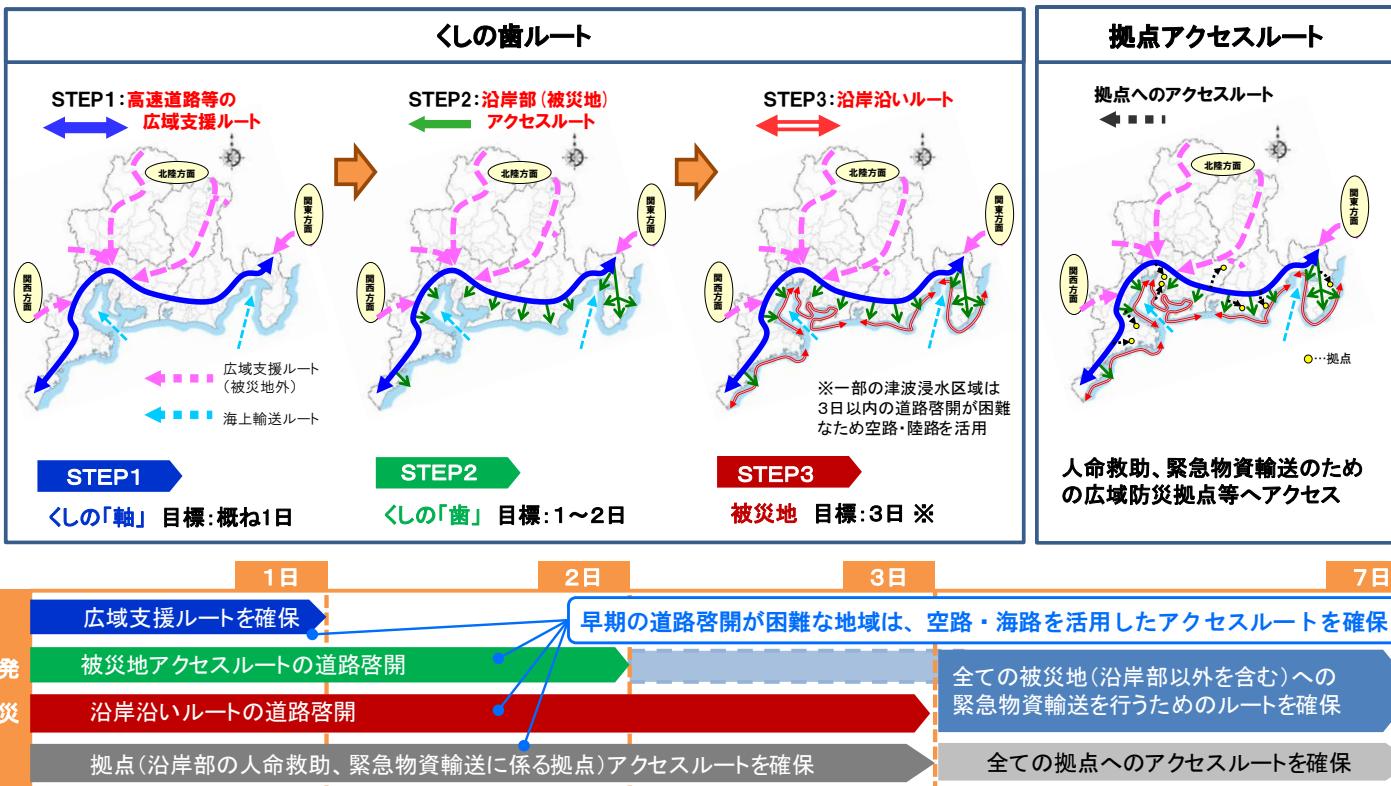


中部版「くしの歯作戦」の基本的考え方

中部版「くしの歯作戦」の基本的考え方

- ◆津波等により、甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う。
- ◆全ての被災地への緊急物資輸送ルートを確保する。
- ◆早期の道路啓開が困難な地域は、空路・海路を活用したアクセスルートを確保する。

人命救助のための救援・救護ルート確保へ向けたステップ



道路啓開概要

くしの歯ルート

拠点アクセスルート

STEP1 広域支援ルート(くしの軸)の確保と道路啓開体制の確立 目標:概ね1日

- 耐震化された高速・直轄国道のダブルネットワークの相互利用による早期の広域支援ルート確保
- 直轄、NEXCO、自衛隊、警察、消防、災害協定業者等が密接に連携した被災状況の把握と情報共有
- 災害協定業者との連携による迅速な道路啓開作業の開始
- 早期に道路啓開が困難な地域と事前に整理した空路・海路からのアクセス拠点を関係機関へ共有

STEP2・3 人命救助のためのくしの歯・沿岸沿いルートの確保 目標:3日以内

- 広域支援ルート(くしの軸)から被害が甚大なエリアに至るくしの歯ルートを1~2日で道路啓開 (STEP2)
ただし、新たな被災情報に基づき道路啓開の優先順位を随時変更
- 沿岸沿いルートを道路啓開 (STEP3)

緊急物資輸送のための被害地域全域へのルートの確保 目標:7日以内

- 被害地域全域へのルートを7日以内で道路啓開
ただし、新たな被災情報、物資輸送情報等に基づき道路啓開の優先順位を随時変更

拠点へのアクセスルートの確保 目標:3日以内

人命救助、緊急物資輸送のための広域防災拠点等へ向けたアクセスルートを3日以内で道路啓開

全ての拠点へのアクセスルートの確保 目標:7日以内

被害地域全域への緊急物資輸送等のため全ての拠点へ向けたアクセスルートを7日以内で道路啓開

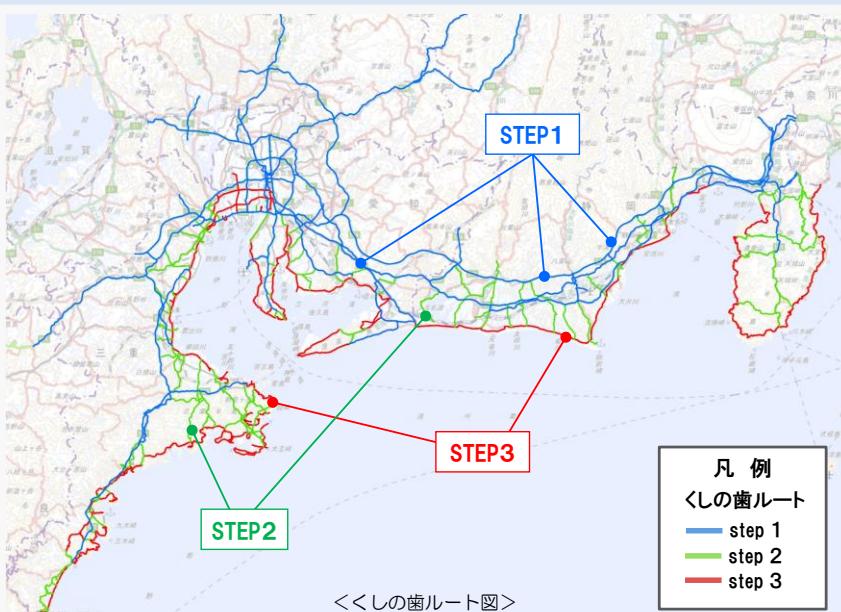
くしの歯ルートの選定

緊急輸送道路の中から、南海トラフ巨大地震発災時に優先的に被災状況の情報収集と道路啓開を行う『くしの歯ルート』を以下のSTEP1～3の考え方に基づき選定

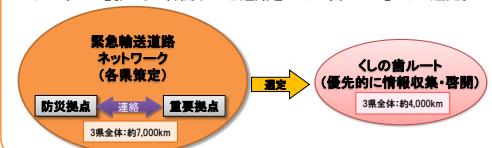
STEP1：全ての高速道路、都市高速、及び直轄国道(浸水地域を除く)を選定。ダブルネットワーク確保、緊急交通路指定（※）を考慮
※緊急交通路：発災時に災害対策基本法第76条に基づいて公安委員会が指定し、一般車両の通行の禁止・制限を行う路線と区間

STEP2：沿岸沿いの地域の道路啓開を迅速に行うため、「STEP1」と「STEP3」の候補ルート及び重要拠点等を効率的に結ぶ比較的耐震性の高い(必要に応じ耐震対策を行うべき)ルートを選定
(STEP1の候補ルートから各市町村へ少なくとも1ルートを選定)

STEP3：沿岸ルート等、被害が甚大で孤立の危険性が高いエリアを通るルートを選定



□ 津波被害想定(内閣府)をもとに、緊急輸送道路(各県策定)ネットワークの中から優先的に啓開すべき道路を「くしの歯ルート」として選定。



令和6年3月時点

	高速道路等(km)	直轄国道(km)	県・市等(km)	計(km)
STEP1	875	671	188	1,734
STEP2	0	160	947	1,107
STEP3	0	324	855	1,179
計	875	1,155	1,990	4,020

※静岡県、愛知県、三重県の合計

アクセスすべき拠点の設定

◆人命救助及び、緊急物資輸送のためにアクセスすべき拠点を設定

◆拠点アクセスルートについてもくしの歯ルートと同様に具体計画を策定

◆人命救助のためにアクセスすべき拠点と、物資輸送のためにアクセスすべき拠点を抽出

①人命救助、広域支援において重要な防災拠点

【「中部圏広域防災ネットワーク整備計画(第2次案)」におけるカテゴリI、II】

②道路啓開の指揮所【国道事務所、県土木事務所等】

③発災直後のエネルギー確保【油槽所、製油所等】

④県・市町村の防災計画等との整合から、アクセスすべき施設

①「中部圏広域防災ネットワーク整備計画(第2次案)」におけるカテゴリ

I : 基幹的広域防災拠点

I-A: 基幹的広域防災拠点(司令塔機能)

⇒2施設: 名古屋合同庁舎2号館、静岡県庁

I-B: 基幹的広域防災拠点(高次支援機能)

⇒3施設: 名古屋飛行場、名古屋港、富士山静岡空港

II : 広域防災拠点(各県の地域防災計画に関する拠点等)

II-A: 広域防災拠点(県境を超える圏域で活動する拠点)

⇒110施設: 御前崎港、大高緑地公園、四日市港等

II-B: 広域防災拠点 ⇒72施設: 災害拠点病院等

III : 防災拠点(市町村の物資、活動拠点等)

⇒500施設以上: 公園、公民館などの避難場所

②道路啓開の指揮所となる拠点事務所

③発災直後のエネルギー確保

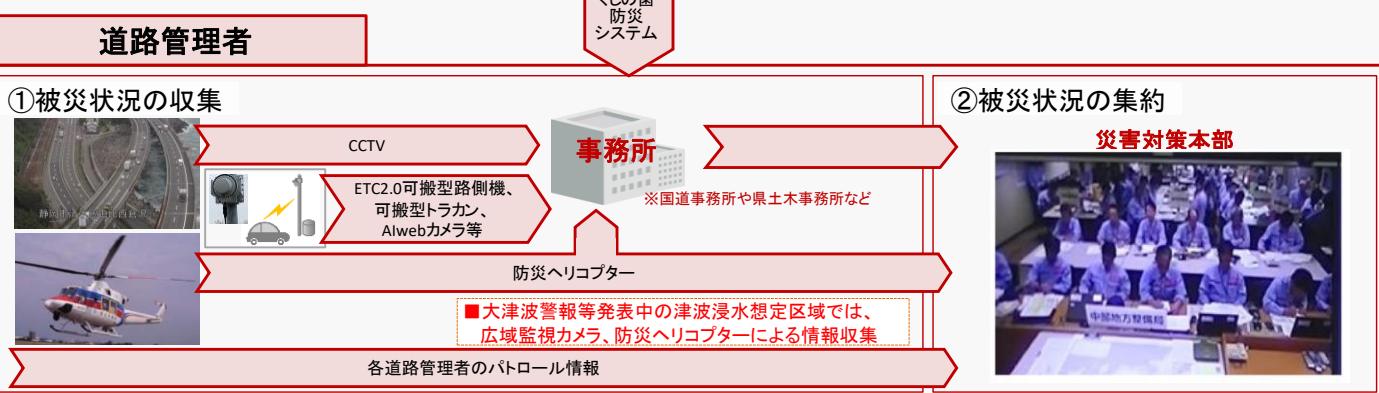
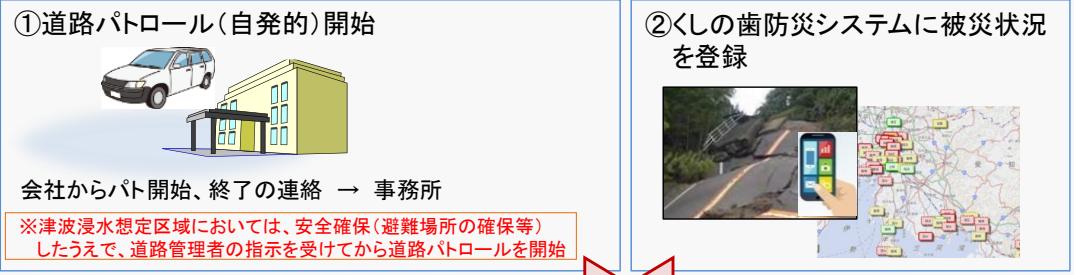
④県・市町村の防災計画等と整合

※「中部圏広域防災ネットワーク整備計画(第2次案)」平成26年3月31日 中部圏広域防災拠点ワーキンググループより引用

情報収集（被災状況の把握）

- ◆ 維持業者・災害協定業者により道路パトロールを実施し、「くしの歯防災システム」にて被災状況を登録し共有
- ◆ 道路管理者は、パトロール結果の他、CCTV、防災ヘリコプターなどの情報を集約し確実に被災状況を把握

維持業者、災害協定業者



道路啓開実施における連絡系統

- ◆ 災害協定業者は、道路啓開を実施するルート毎に設定した参集場所へ集合、参集場所の責任者の指示により作業開始
- ◆ がれき処理中に人を見た場合は、事務所から消防又は所轄警察へ連絡

	現地 (災害協定業者)	参集場所 (責任者) (災害協定業者)	拠点事務所 (国道事務所) (県土木事務所など)	災害対策本部 (中部地方整備局) (県・政令市) (市町村)	所轄警察 消防	中日本高速道路 道路公社
被災状況の把握	①震度6弱以上で自発的に道路パトロール開始		①体制立ち上げ ・被災状況の収集	①体制立ち上げ ・被災状況の収集 ・中部版「くしの歯作戦」開始の指示、通知*		①体制立ち上げ ・被災状況の収集
参集・体制確保	②被災状況、道路啓開作業体制、重機、資機材量の確認	③道路啓開のエリア毎の参集場所に集合、被災状況等の把握	④体制状況の把握、道路パトロール情報等から道路啓開ルートの検討(迂回路の必要性検討)	⑤道路啓開ルートの確認、道路啓開ルートへの警察、消防の立会要請 ⑥市町村災害対策本部を通じて、消防・所轄警察署へ要請	現地レベルの調整	
道路啓開作業開始	⑨現地にて作業開始 ⑩がれき処理中に人を見た場合	⑧参集場所から現地へ移動 ・責任者から災害協定業者に指示	⑦道路啓開ルートの決定、参集場所の責任者への指示			・道路啓開の実施
(消防・警察が不在の場合) がれき処理中の人の命救助	作業着手			⑪消防、所轄警察へ連絡・応援要請	現地レベルでの調整 (現地状況の情報共有)	

注) 被災状況や通信状況等により、臨機応変に対応するものとする。

*大津波警報発表等をもって、中部地方整備局長が国道事務所長に開始の指示、および各道路管理者

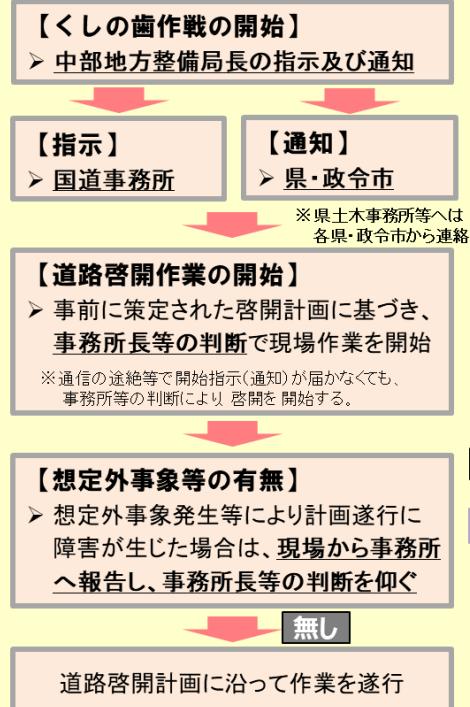
に開始の通知を行い、担当部署から県建設事務所・政令市土木事務所等へ開始を指示

指揮命令権

- ◆ 道路啓開作業における指揮命令権を事前に取り決めて、計画の実効性向上
- ◆ 中部版「くしの歯作戦」は、中部地方整備局長が計画開始の指示及び通知
- ◆ 基本的には現場の判断を優先し、事務所長等（※）が状況に応じて指揮（道路部は積極的にバックアップ）

※事務所長等：国道事務所長、県土木事務所長など及びこれに準ずる職

■指揮命令の基本的な流れ



■権限範囲(例)

◇事務所長等

迂回ルートの決定、所轄警察や地域消防への応援要請、資機材・要員・燃料の管内における過不足調整(任意) 等

◇中部地方整備局道路部

県警本部・消防本部・自衛隊・DMAT等への応援要請、広域支援(岐阜・長野及び他地整)、燃料調達(経産省) 等

計画開始・中断・終了のタイミングと指示の有無

- ◆ 道路啓開の開始から終了に至るそれぞれのタイミングで道路管理者からの指示を要する場面を明確化

■前提 被災直後のパトロールは「自発的」に実施、道路啓開は「指示」が基本

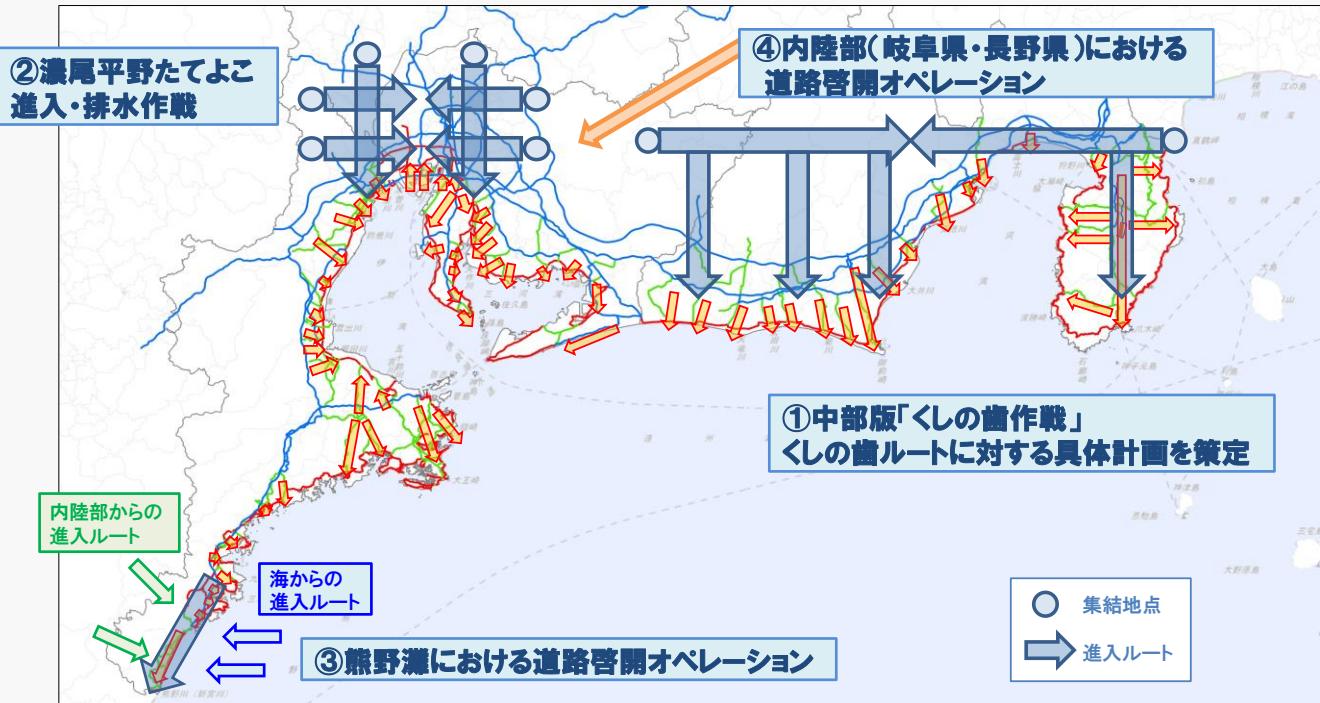
■指示の考え方

※事務所長等：国道事務所長、県土木事務所長など及びこれに準ずる職

タイミング	指示の考え方
開始	<ul style="list-style-type: none">◆ 大規模地震発生に伴った<u>大津波警報発表等の広域的な被害が想定される際に整備局長から計画開始指示(通知)</u>◆ 当該指示及び通知の伝達は道路部関係者、事務所長等（※）へ一斉メール（メールは道路部から送信）◆ 事務所長等は被災状況や各参集場所の参集状況を確認し、<u>道路啓開作業の開始指示</u> ▶ <u>津波浸水想定区域の作業は、大津波警報解除後に開始</u> ▶ <u>津波浸水想定区域外の作業は、参集後ただちに開始</u> ※大津波警報が発令されている間は調査のためであっても区域内には立ち入らない。
中断	<ul style="list-style-type: none">◆ 道路啓開開始後、<u>大津波警報が再び発表された場合は、津波浸水想定区域内における現地の作業を一時中断し、安全な場所に避難</u>
再開	<ul style="list-style-type: none">◆ 大津波警報解除後、<u>津波警報が発表されている場合は、事務所長等より「安全確保のうえ作業再開」の指示のもと、安全を確保した状態で作業を再開</u> ※津波警報発表中の道路啓開作業について、重機等を操作する作業者への余震発生等の情報伝達方法を検討する必要がある。
終了	<ul style="list-style-type: none">◆ 作業の終期は現地での指示に基づく

中部版「くしの歯作戦」の全体概要

- ① 道路啓開目標に向けたSTEP1、2、3でルートを確保する「くしの歯作戦」
- ② 濃尾平野の大規模な浸水被害に対する「濃尾平野たてよこ進入・排水作戦」
- ③ 沿岸部に甚大な被害を受ける「熊野灘における道路啓開オペレーション」
- ④ 岐阜県・長野県の被害に対する「内陸部における道路啓開オペレーション」



①くしの歯ルート、拠点アクセスルートに対する具体計画

具体計画の策定

- ◆ くしの歯ルートおよび拠点アクセスルートについて、早期に沿岸部および拠点へ到達することを目的に道路啓開量等を事前に具体化することで、発災時に円滑な道路啓開作業を実現する具体計画を策定
※具体計画とは、ルート毎に被害想定、必要資機材量、拠点事務所、参集場所、資材置場、担当業者の割付を整理した計画

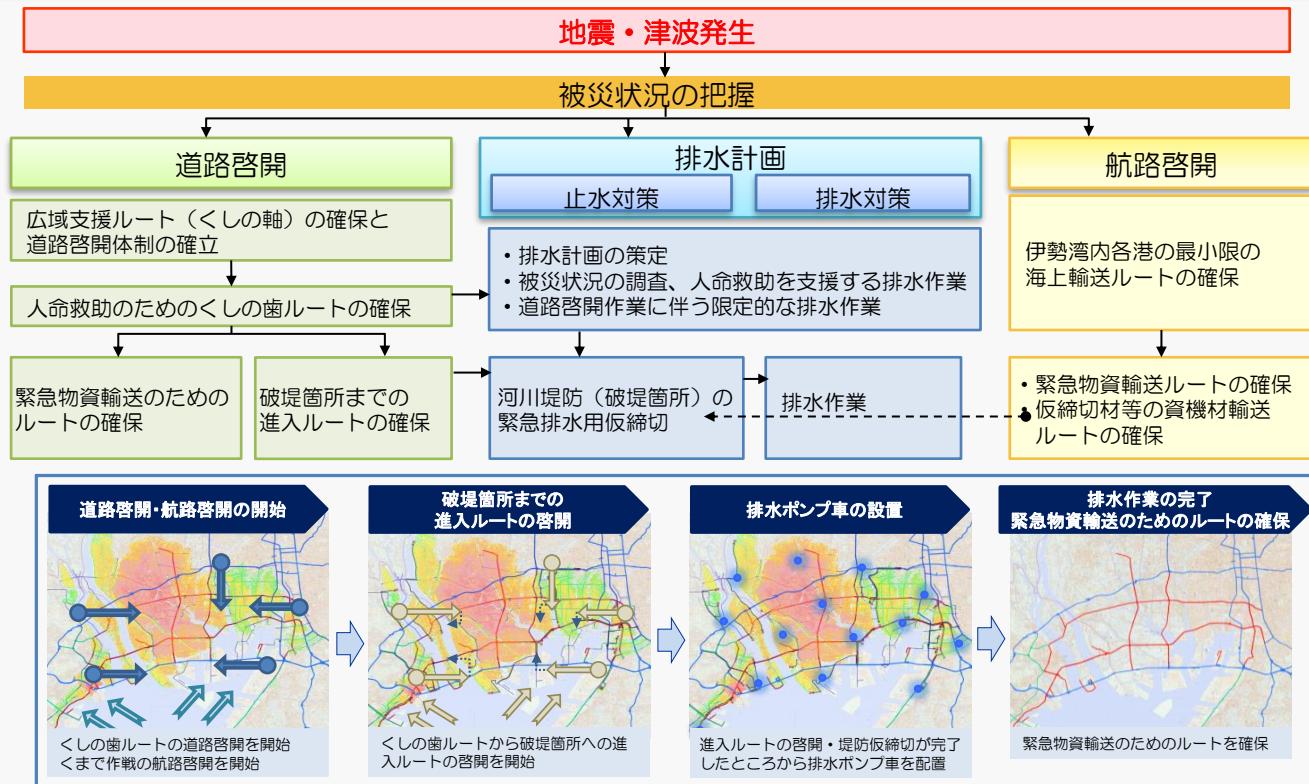


②濃尾平野たてよこ進入・排水作戦

基本方針

- ◆ 濃尾平野における総合啓開は、津波被害を受けた地域の救援・救護活動を支援する「道路啓開」「航路啓開」を進め、破堤箇所への進入ルートの啓開、緊急排水のための堤防仮締切を実施し、排水ポンプ車および排水機場による「排水作業」を進め緊急物資輸送のためのルートを確保

「濃尾平野たてよこ進入・排水作戦」の実施フロー



作業方針と作業方法

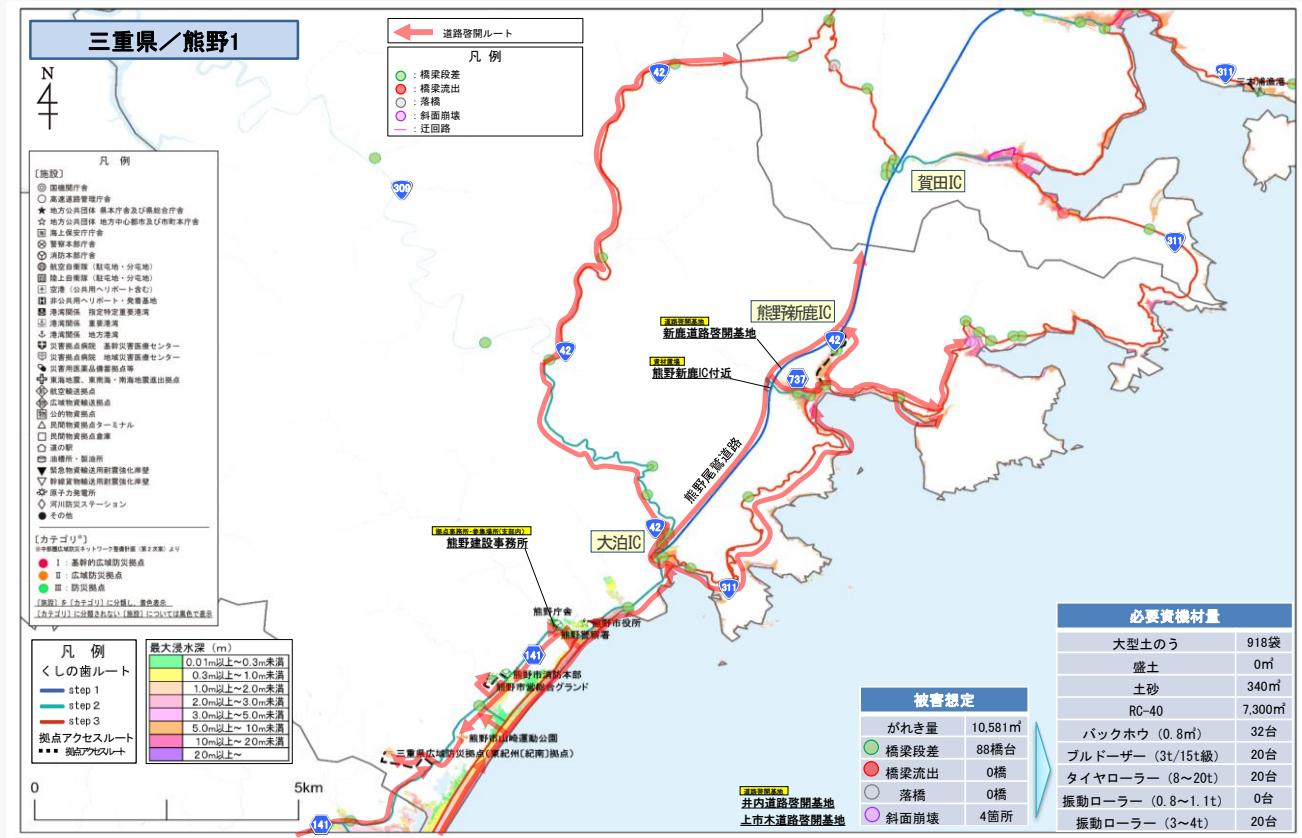


③熊野灘における道路啓開オペレーション

基本方針

- ◆ 三重県内の災害協定業者に限りがあるため、隣接県からの応援による道路啓開、空路、海からの応援による啓開について更なる検討を実施
 - ◆ また、早期支援が困難な場合における道路啓開の検討を実施

啓開の方法	検討結果				
災害協定業者による道路啓開	<ul style="list-style-type: none"> ・災害協定業者の会社から道路啓開を開始。 ・通信手段が確保されないリスクを考慮し、啓開業者は衛星電話・防災無線等により連絡を取り合い情報伝達。 				
空路からの救命救援活動	<ul style="list-style-type: none"> ・被害地のヘリポートを利用した人命救助を実施するが、空路からの重機の運搬は困難。 				
海からの進入ルートの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・海から上陸できる可能性のある砂浜は存在するが、重機を輸送できる量に限りがあること、また、津波等の影響により、迅速性に課題がある。 				
隣接県からの応援	<table border="1"> <tr> <td>内陸部からの広域支援ルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・上記対策が困難な場合のリスクを踏まえ、隣接県からの支援ルートの確保と、広域支援について、引き続き検討が必要。 </td></tr> <tr> <td>新宮市側からの進入ルートの確保</td> <td></td></tr> </table>	内陸部からの広域支援ルート	<ul style="list-style-type: none"> ・上記対策が困難な場合のリスクを踏まえ、隣接県からの支援ルートの確保と、広域支援について、引き続き検討が必要。 	新宮市側からの進入ルートの確保	
内陸部からの広域支援ルート	<ul style="list-style-type: none"> ・上記対策が困難な場合のリスクを踏まえ、隣接県からの支援ルートの確保と、広域支援について、引き続き検討が必要。 				
新宮市側からの進入ルートの確保					
その他検討事項	<p>地形的制約等から、早期に外部支援が確保できない場合は下記検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリア内(熊野1, 2)の保有資機材で道路啓開が可能となる必要資機材のストック確保を検討。 ・道路啓開の班体制が確保できない場合は、啓開作業と警察・消防との連絡手段確保の検討。 ・道路啓開の責任者が随行できない場合における作業実施方法の具体化。 				



④内陸部（岐阜県・長野県）における道路啓開オペレーション

基本方針

STEP1

STEP2

STEP3

STEP4

高速道路の啓開

1次緊急輸送道路の啓開

2次緊急輸送道路の啓開 (孤立集落支援ルート含む)

県内被害地域全域への支援ルートの道路啓開

広域支援部隊の県外派遣

- ① 早期の災害復旧支援ルート確保と広域防災拠点へのアクセス
- ② 各機関が密接に連携した被災状況の把握と情報共有
- ③ 道路啓開の優先順位の決定と各機関との連携による啓開作業の開始

県内・孤立支援

- ① 人命救助のための道路啓開ルートを確保
- ② 被災状況に応じて広域支援部隊を派遣(先発派遣部隊)
※ただし、新たな被災情報に基づき道路啓開の優先順位を随時変更

県内・孤立支援 広域支援

- ① 孤立集落へアクセスする道路啓開ルートの確保
- ② 被災状況に応じて広域支援部隊を派遣(後発派遣部隊)
※ただし、新たな被災情報に基づき道路啓開の優先順位を随時変更

県内・孤立支援 広域支援

- ① 県内被害地域全域への支援ルートの道路啓開
- ② 沿岸部のくしの歯作戦の支援

県内・孤立支援 広域支援

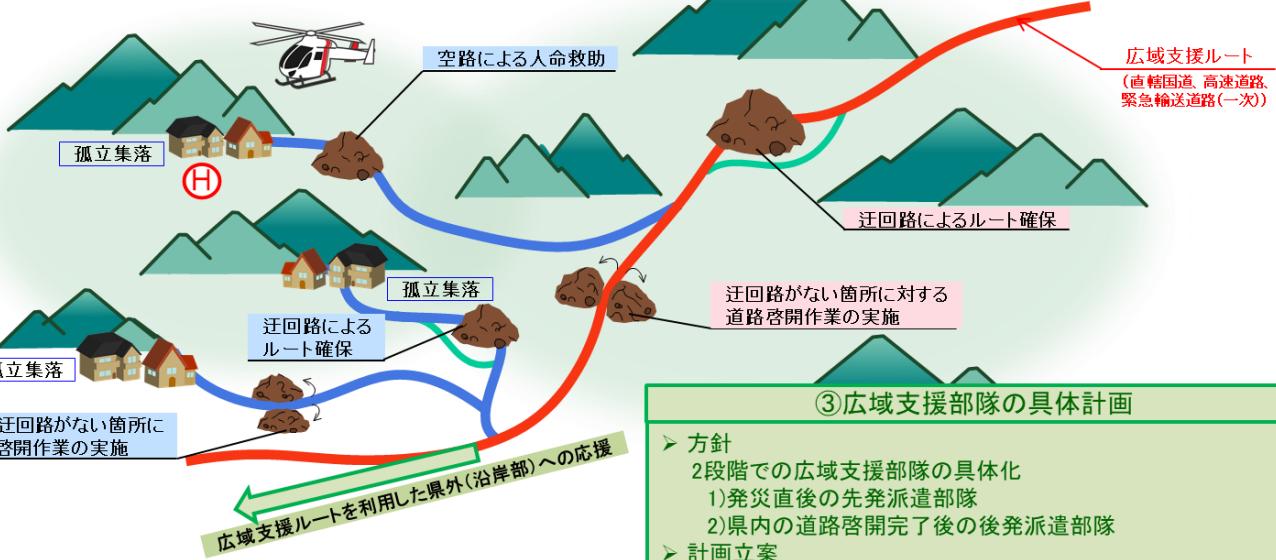
<内陸部（岐阜県・長野県）における道路啓開オペレーション>

②県内の道路啓開オペレーション

- 対象:緊急輸送道路(二次)、孤立集落につながる道路
- 方針
 - 空路(ヘリポート)による人命救助
 - 道路閉塞箇所に対する迂回路によるルート確保
 - 迂回路が無い箇所に対する道路啓開作業、緊急輸送道路(一次・二次)からのアクセス
- 計画立案
 - 箇所の抽出、被害想定、必要資機材量(人員、資機材)、災害協定業者の具体化

①広域支援ルートに対するオペレーション

- 対象:直轄国道、高速道路、緊急輸送道路(一次)
- 方針
 - 道路閉塞箇所に対する迂回路によるルート確保
 - 迂回路が無い箇所に対する道路啓開作業
 - さらに、災害拠点病院等の重要施設へのアクセスルート確保
- 計画立案
 - 箇所の抽出、被害想定、必要資機材量(人員、資機材)、災害協定業者の具体化



③広域支援部隊の具体計画

- 方針
 - 2段階での広域支援部隊の具体化
 - 1)発災直後の先発派遣部隊
 - 2)県内の道路啓開完了後の後発派遣部隊
- 計画立案
 - 災害協定業者の抽出、派遣可能な人員、資機材、時期

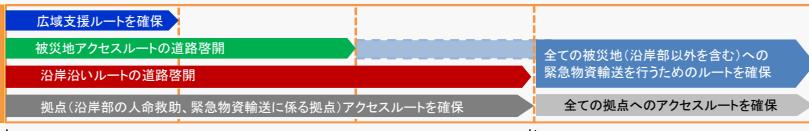
情報提供

- ◆ 緊急車両の通行可能なルートの情報等をまとめ、通れるマップで関係機関と情報を共有
- ◆ 通れるマップの提供は、発災時の交通混雑を防ぐため、一定期間救援・救助活動を行う機関に限定

通れるマップの定義

通れるマップ(通行可否情報)の提供に、「中部版くしの歯作戦」の行動に基づく通行可否情報の提供が必要であり、その情報提供の期間や対象は以下の3段階(フェーズ1～フェーズ3)を定義する。

中部版くしの歯作戦の基本的考え方とフェーズの対応



フェーズ1
警察、消防、自衛隊等に対し、人命救助や緊急物資輸送のために、迅速に通行可否情報を提供する。

フェーズ2
緊急物資輸送関係者に対し、被災地への緊急物資輸送のために通行可否情報を提供する。

フェーズ3
一般道路利用者に対し、安全な移動のための通行可能情報を提供する。

フェーズごとの通れるマップの目的・期間・提供の対象などの整理

	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3
目的	人命救助及び道路啓開の支援	緊急物資輸送	一般車両通行
提供の対象	警察、消防、自衛隊、DMATなど人命救助及び道路啓開に係る機関	緊急物資輸送関係者	一般道路利用者
対象路線	優先的に道路啓開を実施する道路(くしの歯ルート及び拠点アクセスルート、迂回ルート)	フェーズ1の対象路線に加え、緊急輸送道路	県道以上の道路

くしの歯防災システムを活用した通れるマップの作成・公開手順(フェーズ1)

1. 通行可否情報の収集

各事務所において、現地にいる道路管理者(くしの歯ルート毎の参集場所の責任者)から情報収集

2. 通行可否情報を線情報として入力

くしの歯防災システム上の通れるマップ作成機能により、通行可否情報を線情報として入力
⇒線情報を通行可(青色)、通行不可(赤色)、未確認(灰色)の3段階で表示
⇒表示する区間はIC間、くしの歯ルートと県道及び緊急輸送道路等との交点で表示

3. 通れるマップの提供

警察、消防、自衛隊、DMATなど人命救助及び道路啓開に係る機関を対象に通れるマップをインターネット上で提供

被災情報の収集から情報提供までの流れ

- ◆ 発災後、災害協定業者が自発的にパトロールを実施し、くしの歯防災システムで被災情報等を収集
- ◆ 参集場所の責任者(道路管理者)から拠点事務所へ被災状況、通行可否情報を報告し、拠点事務所の担当者が通れるマップを作成
- ◆ 救急救命活動を行う消防、警察、自衛隊、DMAT等リアルタイムで通れるマップによる通行可否情報を提供

①「くしの歯防災システム」により 道路被災状況、通行可否を確認

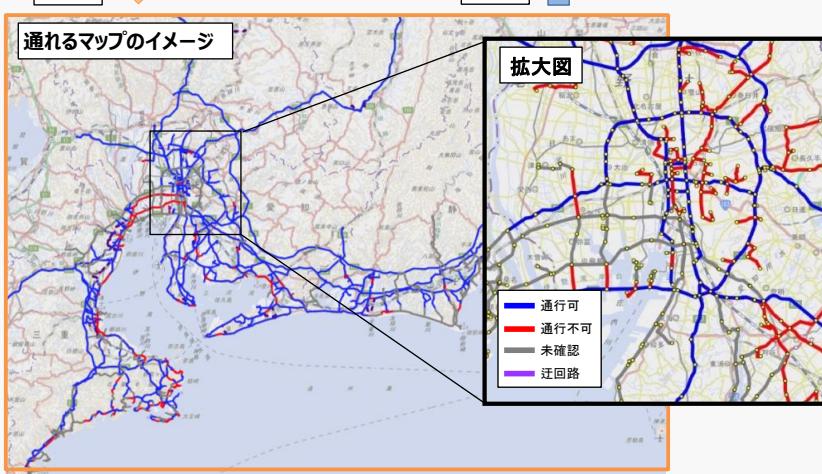


②「くしの歯防災システム」により 「通れるマップ」の作成



作成

③通れるマップの提供



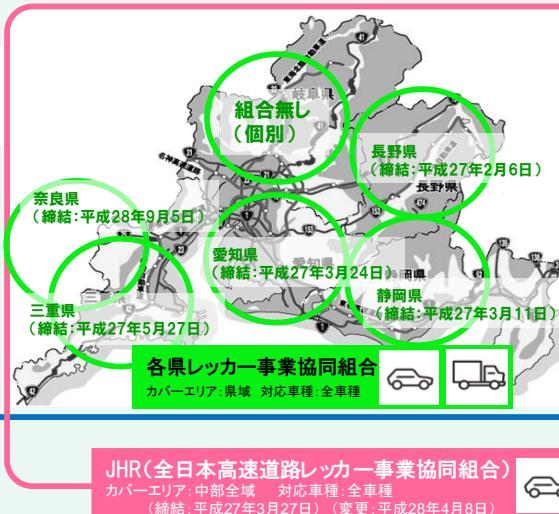
※一般電話、携帯電話の使用が不可能となった際は、防災無線等により、拠点事務所の担当者へ通行可否などを報告

車両移動・レッカー協会との連携

- ◆ 車両移動に関する実効性向上を目的に直轄道路を対象としたレッカー関連の3機関との協定締結

■3機関との締結

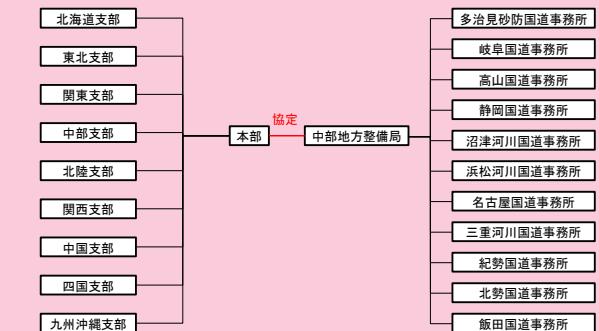
JAF(一般社団法人日本自動車連盟)
カバーエリア: 中部全域 対応車種: 乗用車
(締結: 平成27年3月3日)



■日本自動車連盟(JAF)との協定



■全日本高速道路レッカー事業協同組合との協定



救出救助・総合啓開分科会 災害時燃料供給WGとの連携

- ◆ 南海トラフ巨大地震をはじめとする災害時には、燃料確保が必要となる。平成30年9月に設置された救出救助・総合啓開分科会 災害時燃料供給WGと連携し、災害時の燃料確保に関する取り組みを推進
- ◆ くしの歯作戦の遂行と災害時に給油可能な施設へのアクセスルートの確保を勘案し、具体計画において拠点アクセスルートを検討

■ 救出救助・総合啓開分科会

災害時燃料供給WG※の概要(事務局:中部経済産業局)

※平成30年9月設置

燃料需要側

外部調達に過度に依存しない燃料確保方策

- > 必要となる燃料種・量の明確化
- > 施設・作業での給油優先順位の付与等に資する資料の整理

物資輸送、火災消火活動、道路・航路啓開、排水作業、救急搬送、救助活動、医療機関活動維持、インフラ維持・復旧などに係る関係機関

災害時の燃料確保に向けた関係機関による取組を共有

燃料供給側

強靭な燃料供給体制の構築

- > 情報収集体制の強化
- > 適正な災害時燃料供給拠点整備への誘導

中核SS、小口配送拠点、住民拠点SS、油槽所、製油所、中核充填所など燃料供給に係る関係機関

アクセスルート確保

中部版「くしの歯作戦」への反映

- > 優先的に啓開すべきアクセス道路(拠点アクセスルート)を検討

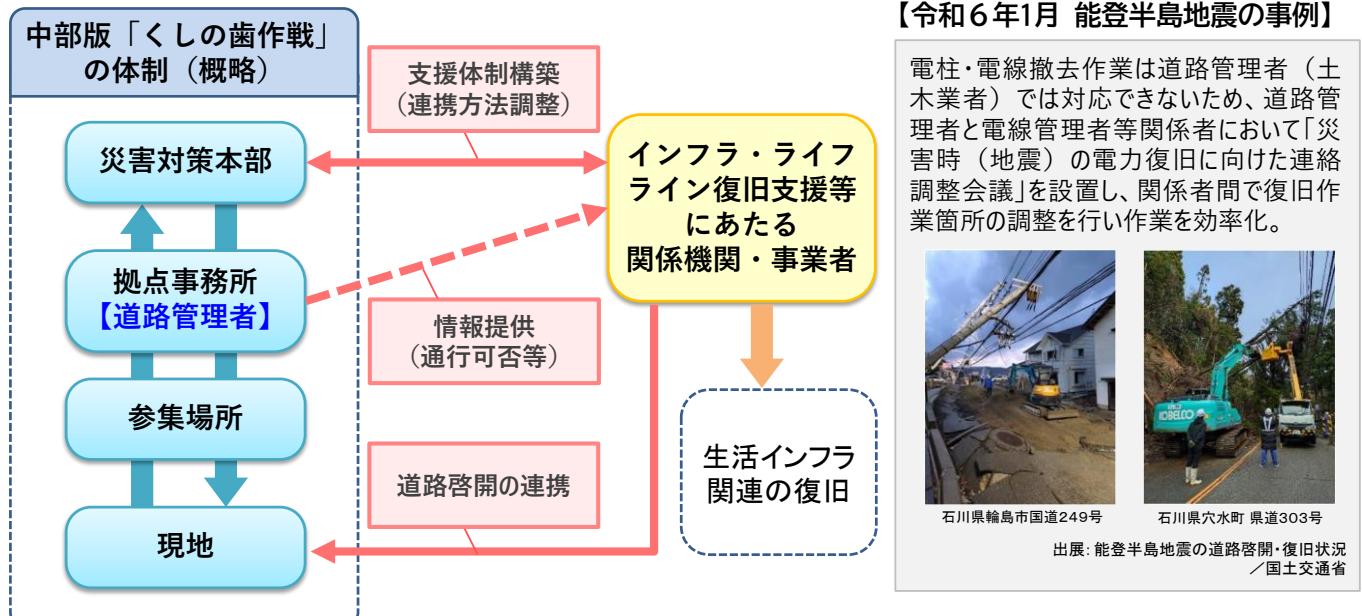
道路管理防災・震災対策検討分科会

災害発生時には、給油可能な施設やアクセスルートの通行可否等について相互に情報共有

ライフライン復旧支援等に当たる関係機関・事業者との連携

- ◆ 倒壊した電柱等を撤去し、生活インフラの事業者や関係行政機関と連携し、道路ネットワークの確保に係る支援体制を構築する。
- ◆ 電力、通信、水道などの復旧速度や復旧レベルが道路ネットワークの機能に左右されることを踏まえ、道路管理者から適宜、道路の通行可否の提供を行う。

■生活インフラの事業者や関係行政機関との連携イメージ



道路啓開現地作業の役割分担

- ◆ 道路管理者が、がれき撤去を行う前に、がれき内からの人命救助等を基本的に陸上自衛隊、警察、消防が行う。
- ◆ がれきを撤去できない場合は、一時的に集積できる空地へ移動する。

状況模式図	役割					自治体 (廃棄物処理業者)
	道路管理者 (災害協定業者)	警察	消防	自衛隊		
主な役割	パトロール、ガレキ撤去	人命救助・財産物移動	人命救助	人命救助 (災害派遣：警察・消防の権限の一部行使)		
1.道路パトロール	①パトロールによる被災状況の確認 ②要救助者の発見、関係機関への通報					
2.人命救助	—	③通報を受け、現地への出動 ④ガレキ内の搜索、救助、蘇生活動（協働作業）	③通報を受け、現地への出動 ⑤病院への救急搬送	③通報を受け、現地への出動 ⑥ガレキ内からの搬出（協働作業） ⑦搬送 ⑧搬送先での検視） ※検視後の安置、遺族への引き渡しは市町村が行う。		—
3.心肺停止状態の方の搬送	—					—
4.財産物の移動	⑨放置車両の移動・撤去 ※災害対策基本法の改正により、道路管理者が車両を移動できることとなった。	⑨財産物の移動・撤去	—	—	—	—
5.啓開可能範囲の特定	—	⑩啓開可能範囲（幅10m）の ガレキ内に人、財産物がないことを確認	—	—	—	—
6.ガレキの撤去、移動	⑪啓開可能範囲10mのうち、先発隊が中央の5mのガレキを撤去、移動 後発隊が引き続き、幅6mを確保できるようガレキを撤去、移動	—	—	—	—	—
7.ガレキの処分						⑫ガレキの処分

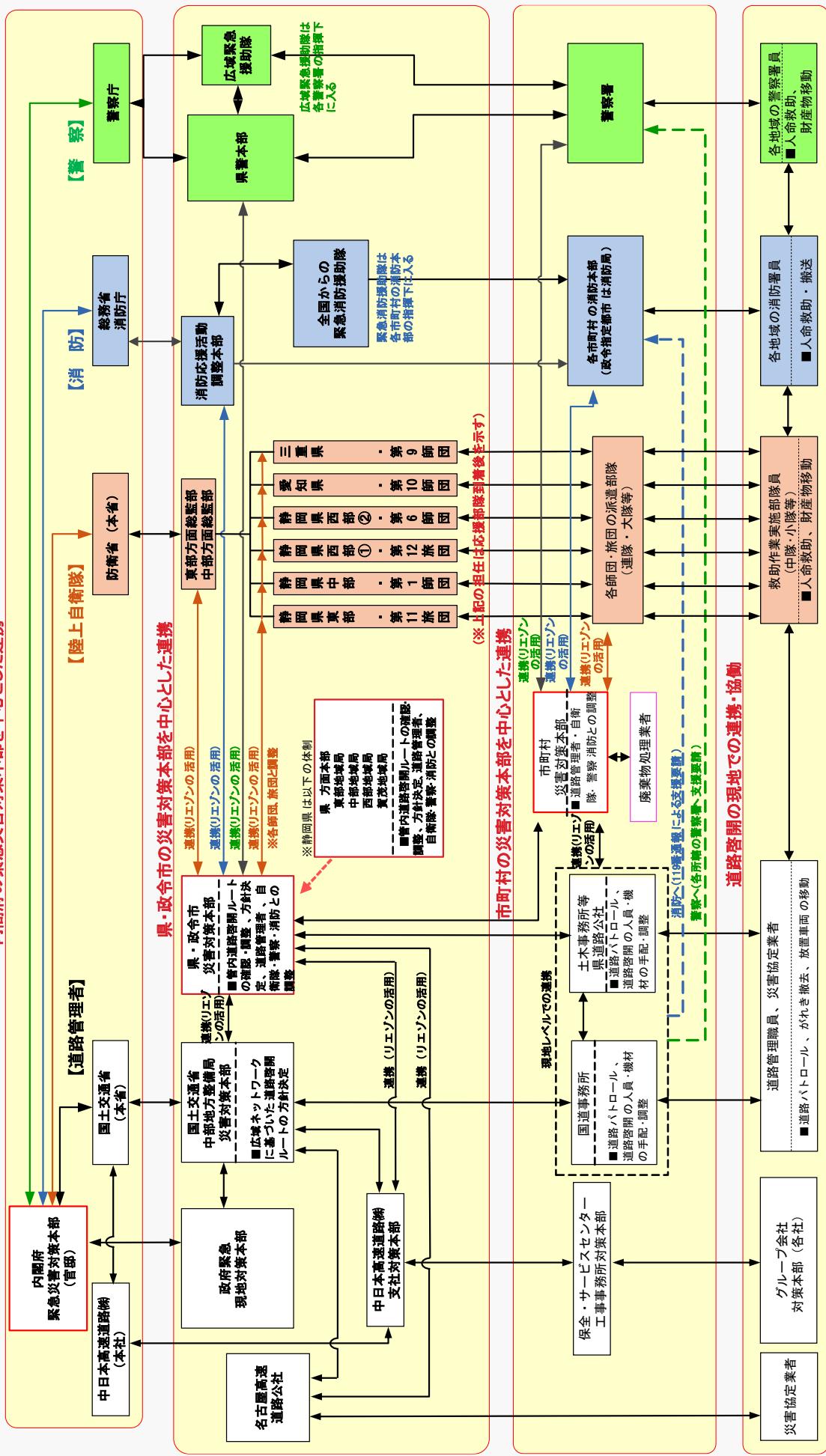
※がれき処理中に人命救助が必要となった場合、警察、消防と一緒に実施することが基本。

※警察、消防がすぐに駆けつけられない時は、警察合意のもと道路管理者、災害協定業者が人命救助を行う。なお、必要な装備、記録等を準備。

道路啓開実施における連絡系統

<関係機関との連絡体制>

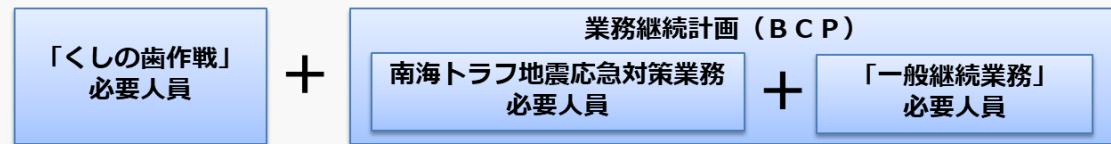
内閣府の緊急災害対策本部を中心とした連携



道路啓開作業の実効性向上

各エリアにおける候補者の配置

- ◆ 中部版「くしの歯作戦」の実効性を高めるため、拠点事務所、参集場所、啓開作業班などの必要人員を整理。
- ◆ 各道路管理者における拠点事務所ごとの業務継続計画（BCP）等に基づき、発災時の事務所全体の体制を確認し、道路啓開オペレーション計画も踏まえて人員の不足状況を把握。



「くしの歯作戦」体制イメージ

拠点事務所		参集場所		各拠点事務所等においては 多数の人員不足が懸念	
役名	役割	役名	役割		
本部長	<ul style="list-style-type: none"> 責任者 現地啓開作業への指示 災害対策本部（本局）との連絡調整 	本部長	<ul style="list-style-type: none"> 拠点事務所との連絡調整 拠点事務所からの指示を各災害協定業者に伝達 資機材の充足状況把握 関係機関との連絡調整（県、市町村、警察、消防、自衛隊、占用者） 		
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> 各班総括 広報窓口（マスコミ対応含む） リエゾン、受援計画の調整 	リエゾン	責任者の補助		
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> 現地（責任者）との情報連絡 関係機関（県、市町村、消防、警察、自衛隊等）との連絡 本部（本局道路部）との連絡調整 「くしの歯システム」の情報確認 「通れるマップ」の作成 時系列の整理 広報、記者発表資料の作成 	啓開作業班			
現地対策班	<ul style="list-style-type: none"> 応急復旧工法の検討 資機材調達状況の把握、調整 	作業リーダー	<ul style="list-style-type: none"> 現地総括（担当区間） 参集場所責任者との連絡調整 		
※他管理者（各ルート毎に必要に応じて配置）		情報連絡員	<ul style="list-style-type: none"> 啓開作業の進捗報告 安全確保（退避情報の収集と周知、退避ルート確保） 関係機関との連絡調整 		
リエゾン	-	作業部隊	啓開作業		
		職員	<ul style="list-style-type: none"> 参集場所責任者との連絡調整 関係機関との連絡調整 		

具体計画詳細図の作成

- ◆ 各エリア具体計画の拡大地図(具体計画詳細図)を作成し、ハザードの見える化を実施。
- ◆ 具体計画詳細図は、関係機関の連絡先や資機材・燃料の調達場所、災害協定業者の会社の場所等を明記し、発災時に道路啓開の実効性を向上するツールとして活用可能。

<具体計画詳細図の記載内容例>

【具体計画詳細図のイメージ】

*A1版又はAO版で活用する資料です。

*非公表の資料ため、解像度を落として貼り付けています。

■ 基本情報

- ・くしの歯ルート
- ・拠点アクセスルート
- ・アクセス拠点
- ・被害想定
 - 津波浸水想定
 - 必要資機材量
- ・燃料拠点

■ 災害協定業者の関連情報

- ・会社所在地
- ・会社の資材置場
- ・資機材関連会社

■ 関係機関の連絡先

- ・拠点事務所（国・県・政令市）
- ・道路管理者（自治体）
- ・災害協定業者
- ・所轄警察署
- ・市町村消防本部 など

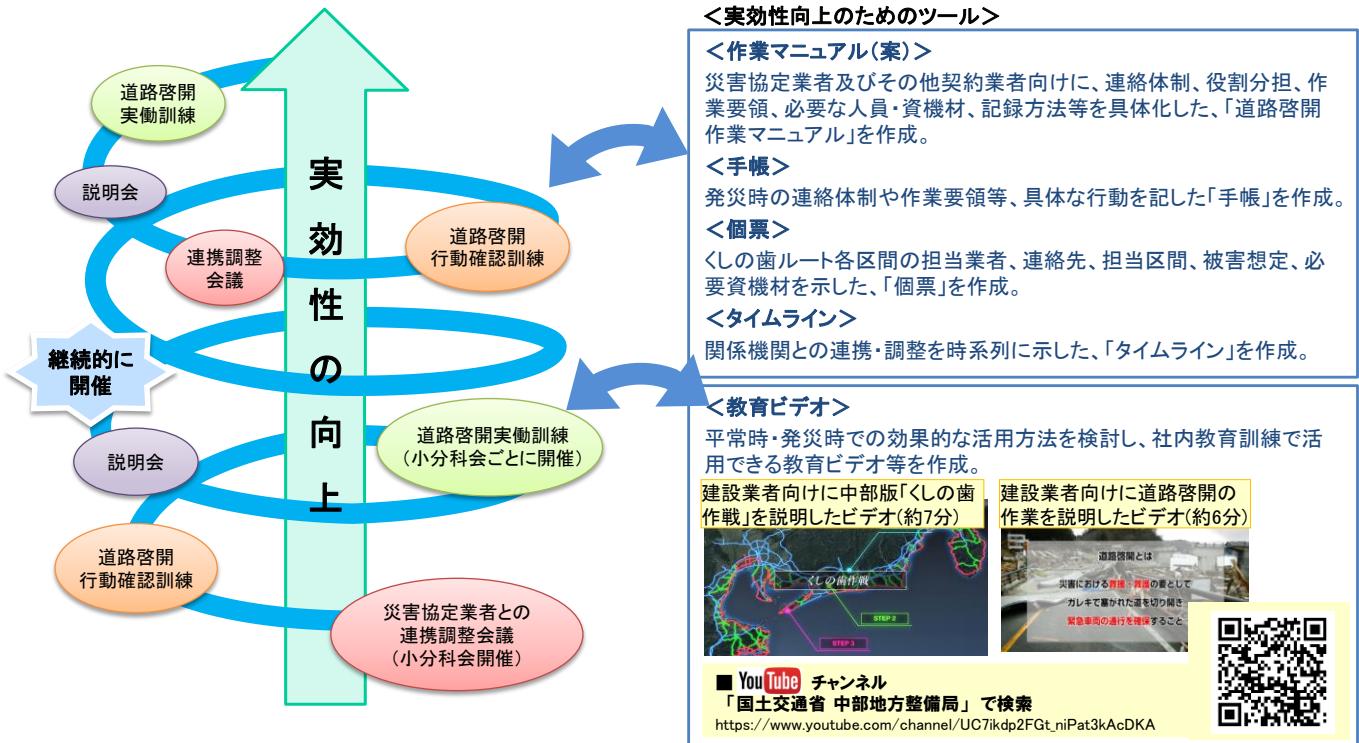
【具体計画詳細図（令和6年3月時点）】



道路啓開作業の実効性向上

道路啓開に関する訓練等の継続的な実施

- ◆ 道路啓開の実効性向上のためには啓開作業を実施する災害協定業者の実行力が重要
- ◆ 発災時には、迅速かつ確実に、パトロール、啓開作業を実行するために、災害協定業者の理解・事前準備の推進のための取り組み（連携会議、訓練等）を継続的に実施



- ◆ 中部版「くしの歯作戦」の実効性向上を目的に、関係機関と連携した実働訓練及び情報伝達訓練等を実施

くしの歯作戦を確実に実行するために、道路管理者の他、陸上自衛隊、警察、消防、災害協定業者、市町村等の関係機関における理解度の向上を図る必要がある。

①実働訓練

:道路啓開作業、関係機関との連携についての理解促進

②情報伝達訓練

:被災状況の把握・共有等の情報伝達に関する実効性向上

③通れるマップ提供訓練

:道路管理者から救急救命活動を行う関係機関への通行可否情報の提供に関する実効性向上

【実働訓練】

■放置車両の移動



■消防と自衛隊による人命救助



■土砂・がれきの撤去



【道路啓開行動確認訓練】

■道路啓開情報伝達等

■通れるマップ提供

△くしの歯防災システム



■中部地方幹線道路協議会「道路管理防災・震災対策検討分科会」

【構成組織】

長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、静岡市、浜松市、名古屋市
愛知県道路公社、名古屋高速道路公社、中日本高速道路（株）
関東地方整備局、中部地方整備局



国土交通省 中部地方整備局 道路部道路管理課

〒460-8514

名古屋市中区三の丸2-5-1（名古屋合同庁舎第2号館内）

TEL : 052-953-8166（道路部代表[路政課]）